

西小松川町、東小松川一・二丁目地区

まちづくりニュース

第5号 令和3年3月発行

令和3年度も、まちづくり協議会の活動を進めていきます！

西小松川町、東小松川一・二丁目地区まちづくり協議会（以下、協議会）では、令和2年6月に設立総会並びに第1回協議会を開催し、令和2年度は4回（第4回協議会は書面開催）の協議会を通じて、まちの状況の確認や課題抽出などの検討を行ってきました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、対面による協議会の開催を延期せざるを得ない状況が続いていますが、「まちづくり提言書」のとりまとめを目指して、令和3年度も協議会活動を進めていきます。

第4回協議会では、区内のまちづくり事例を確認し、本地区でのまちづくりを検討するためのイメージを共有しました。本号では事例の一部をご紹介します。

第4回協議会は現地視察を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、書面開催としました。

開催にあたり、区内のまちづくり事例を紹介する資料を作成しました。



 お問い合わせ

※このお知らせは西小松川町、東小松川一・二丁目にお住いの
方々や権利をお持ちの方々にお配りしています。

江戸川区 都市開発部 まちづくり調整課 まちづくり計画係
TEL 03-5662-6438(直通) FAX 03-5607-2267

検索 西小松川町 東小松川 まちづくり



まちづくり事例紹介

「まちづくり提言書」をとりまとめた後の具体的なまちづくりの主な方法として、建替えにあわせて住みよいまちを形成する方法（地区計画）と、道路や公園を整備する方法（密集事業）を組み合わせて行っている事例があります。

地区計画と密集事業による区内のまちづくりの様子を、一部ご紹介します。また、区ホームページにはより多くの事例を掲載しておりますので、併せてご確認ください（1ページのお問い合わせ参照）。

「地区計画」によるまちづくりの一例

【用途のルール】

まちの環境を悪化させる恐れのある用途を制限します。

- ・風俗営業
- ・パチンコ店
- ・ゲームセンター など



【敷地面積のルール】

土地の細分化を抑制し、ゆとりあるまち並みを形成します。

- ・松島三丁目地区：70㎡以上
- ・二之江西地区：100㎡以上 など

【高さの最高限度のルール】

幹線道路や住宅地等、街区ごとに建物の高さの最高限度を決め、連続した統一性のあるまち並みの形成や、良好な住環境を保全します。



【隅切りの設置のルール】

道路が交差する敷地の角において、車両の円滑な通行の確保や、交差点の見通しを改善して出会い頭の事故を抑制します。

【垣又はさくの構造のルール】

敷地の外周に設置する塀の構造を生け垣やフェンスに緑化したものとする事で、潤いのあるまち並みを形成し、また、ブロック塀の倒壊を抑制します。

「密集事業」によるまちづくりの一例



道路整備（松島三丁目地区）
幅員約 3.6m から 6m に拡幅



道路整備（南小岩七・八丁目地区）
幅員約 2.7~3.6m から 6m に拡幅



公園整備（江戸川一丁目地区）
江戸川一丁目ひがしひろばの新設



まちづくりの進め方

まちづくり協議会は、2か月に1回程度の頻度で開催する予定です。第5回以降はテーマごとに話し合い、より具体的に議論を進めます。また、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、引き続き議論を深めていきます。

